

【行政手続法39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた旨及びその理由】

- ・ 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令は、厚生労働省が意見公募手続（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について（案件番号495210069）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について（案件番号495210216）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案（案件番号495210282））を実施して定めた省令と実質的に同一の改正であり、行政手続法第39条第4項第5号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が定めるものを廃止する件は、告示を定める根拠となる国家公務員共済組合法施行規則の規定の削除に伴い当然必要とされる当該告示の廃止であり、行政手続法第39条第4項第7号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

以上